

債務保証業務に関する社内規定



2025/3/10

特定非営利活動法人

e ナビステーションりあん

第1条（被保証人の資格）

- 被保証人は、住宅確保要配慮者であり、以下の要件を満たす者とする。
 - 自らの収入または公的支援により家賃支払いが可能であること。
 - 保証契約時に当法人の審査基準を満たすこと。
 - 過去に重大な契約違反がないこと。

第2条（保証の範囲）

- 本法人が提供する保証の範囲は、以下の費用とする。
 - 家賃および共益費
 - 敷金・礼金
 - 退去時の原状回復費用（上限を設定）
 - その他必要と認められる費用
- ただし、保証の範囲は個別契約において定めるものとする。

第3条（保証の金額の合計額の最高限度）

- 本法人が提供する保証の総額の最高限度額は、**300万円**を上限とする。
- ただし、社会情勢や財務状況により、理事会の決議により変更することができる。

第4条（一被保証人についての保証の金額の最高限度）

- 一被保証人についての保証金額の最高限度は、**月額家賃の12か月分または50万円のいずれか低い額**を上限とする。
- ただし、特別な事情がある場合は、審査の上、理事会の承認を得て上限を変更できる。

第5条（保証契約の締結及び変更に関する事項）

- 保証契約の締結にあたっては、被保証人から申請書および必要書類を提出させ、審査のうえ決定する。
- 契約内容の変更が必要となった場合は、事前に当法人の承認を得ることとし、変更後の契約書を作成する。

第6条（保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項）

- 被保証人は、保証料として**月額家賃の2か月分**を当法人に支払うものとする。
- 被保証人は、契約期間中、以下の義務を負うものとする。

- 家賃の支払いを適切に行うこと。
- 住居の適正な管理を行うこと。
- 本法人または関係機関の指導に従うこと。

第7条（保証債務の弁済に関する事項）

1. 被保証人が契約上の債務を履行しない場合、当法人が立替払いを行うことができる。
2. 立替払いを行った場合、当法人は速やかに被保証人に通知し、弁済計画を提示する。

第8条（求償権の行使方法及び償却に関する事項）

1. 当法人は、被保証人に対する求償権を有し、弁済を求めることができる。
2. 被保証人が求償債務の弁済を行わない場合、必要に応じて法的措置を講じる。
3. ただし、被保証人の支払い能力が著しく低下した場合、理事会の決議により求償権の全部または一部を償却できる。

第9条（業務の委託に関する事項）

1. 本法人は、保証業務の一部を外部の信用保証会社または回収機関に委託することができる。
2. 委託契約を締結する際は、適切な業務遂行能力を有する機関を選定し、業務内容を明確に定めるものとする。

附則

1. 本規定は **2025年4月1日** から施行する。
2. 必要に応じて、理事会の承認を経て本規定を改訂することができる。